

平成29年度 教育職員免許状大学一括申請について

希望者は、下記のとおり申請を行うこと。

1. 対象者

文学部・人文社会系研究科に所属している学生で、今年度末（平成30年3月）に教員免許状の授与要件を満たす見込みの者

【注意】

上記1に該当する者であっても、東京都教育委員会が大学一括申請の対象外として指定した要件に該当する者は申請できない。申請書類を提出した後、対象外に該当することが判明した場合にはこちらから連絡する。対象外となった場合には個人申請となる。

〔大学一括申請の対象外となるケースの例〕

- ・東京都で作成する課程認定表に掲載されていない教育機関（主に都外教育機関）で修得した単位を申請単位として使用する場合（当該教育機関において修得した単位が施行規則第66条の6に定める「基礎科目又は総合科目」のみの場合は大学一括申請が可能）
- ・基礎資格修得機関を含め、単位修得機関（大学・学部・学科等）が8つ以上となる場合 等

2. 受付期間：7月25日（火）～8月9日（水）午後5時

3. 受付窓口：文学部・人文社会系研究科 大学院係 (in@l.u-tokyo.ac.jp)

4. 提出書類

【全員】

(1) 平成29年度教育職員免許状申請申込書（大学一括申請用）

※A4サイズ（縦）・両面印刷すること。

(2) 宣誓書

※記入は黒ボールペンまたは黒インクを使用すること。

※「受付番号」欄は、空欄のままにすること。

※宣誓書の日付は平成30年3月31日のまま変更しないこと。

※本籍地（住所地ではない）は、戸籍や住民票等で確認すること。

※生年月日は、昭和と平成のどちらかを○で囲むこと。

※「申請者署名印」欄の氏名は、戸籍記載のとおり記入すること。

※捺印は必ず朱肉を使う印鑑を使用すること。

(1)、(2) 共通の注意事項

※文学部・大学院人文社会系研究科ホームページ（在学生ポータル）の「平成29年度教育職員免許状大学一括申請について」に掲載している様式をダウンロードし、作成すること。

※申請を行う免許状1種類につき1枚作成すること。2種類以上の免許状を申請する場合は、申込書、宣誓書ともに、必要枚数を作成・提出すること。

（例：中学校1種及び高校1種の国語を申請する場合・・・2枚

中学校1種社会、高校1種地理歴史・公民を申請する場合・・・3枚）

【該当者のみ】

(3) 教員免許状の写し（裏面に記載のあるものは両面コピー）

※すでに取得済みの教員免許状がある場合。

(4) 学力に関する証明書（原本）

※他大学で修得した単位を申請単位として使用する場合は、当該大学から発行された「学力に関する証明書」（原本）を提出すること。証明書に「一般的包括的な内容を含む」旨の記載ができる場合は記載してもらうこと。

(5) 介護等体験証明書の写し

※中学校教諭一種免許状申請者、または中学校教諭専修免許状申請者のうち中学校教諭一種免許状未取得の者は、介護等体験証明書の写しを提出すること。

介護等体験の受講が上記2の受付期間後となる場合は、介護等体験証明書を入手次第、提出すること。

※公印の印影が写るようにコピーをしてください。

5. 提出方法

上記4の(1)～(5)を受付期間内に大学院係窓口へ提出すること。

なお、(1)については、紙媒体での提出とあわせて電子データでも提出すること。

〔電子データの提出方法〕

下記のとおりメールの添付ファイルにて大学院係宛てに送付すること。

○提出先アドレス：in@l.u-tokyo.ac.jp

○メール件名：【大学一括申請】(学籍番号)(氏名)

○パスワード：必要に応じてファイルにパスワードを付し、パスワードは電子データの送付とは別のメールにより大学院係へ連絡すること。

6. 必要単位の修得状況の確認について

申請にあたっては、事前に各自で免許状取得に必要な単位の修得状況や修得の見込みを十分に確認したうえで申請すること。

※申請後に必要単位の不足等が判明した場合は申請を取り下げることになる。

7. 教員免許更新制についてのご案内

文学部・大学院人文社会系研究科ホームページ(在学生ポータル)の「平成29年度教育職員免許状大学一括申請について」に掲載しているので、読んでおくこと。

8. 申請から教員免許状交付までのスケジュール(予定)

平成29年7月25日～8月9日	申請受付期間
平成29年10月～平成30年2月	東京都における審査期間
平成30年2月上～中旬	教員免許状交付手数料の納付
平成30年3月下旬(卒業日・修了日)	教員免許状交付

平成29年 7月25日

文学部・人文社会系研究科大学院係